

## 平成29年度社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会事業計画

### 1 基本方針

平成27年に実施された国勢調査で、初めて前回の国勢調査から総人口数が下回り、人口減少化社会を迎えます。

本市においては、主要都市への交通網の整備やアクセスが良く、宅地開発も進み、子育て世代などを中心に人口及び世帯数が増えています。その一方で、高齢化が進み、三世帯同居の減少や単身世帯、核家族が増加するなど世帯人口や家族構成も変わりつつあります。家族や身内に日常生活を支えてもらうことが困難で、公的な支援だけでなく周りの人達に頼らざるを得ない要配慮者が増えています。これまで培ってきた地域や近隣住民とのつながりをさらに深め、団体や機関、民間企業などとの連携により、住み慣れた地域で安心して暮らせることができるような包括的な支援体制づくりが求められています。

ふれあいサロンやボランティア活動の推進をはかりながら地域活動や住民参加の福祉活動を推進してきましたが、第3次地域福祉活動計画の策定を通じて地域社会全体を巻き込んだ支援活動やネットワークづくりを進めていきます。

在宅福祉サービス事業については、改正された介護保険制度において介護予防・日常生活支援総合事業が導入され、「要支援」と認定された方への支援の仕組みが変わります。変更されても、「要支援」および「要介護」の分隔がなく、これまでどおり利用者に寄り添ったサービスを提供し、在宅生活の質の向上をはかります。また認知症や介護の予防、介護者の支援など不安や負担を少しでも解消できるような取り組みを行っていきます。

最後に、社会福祉法が一部改正され、地域社会への更なる貢献をはかるための内容が盛り込まれています。組織のあり方、機能、役割を見直し、地域や市民の暮らしの向上をはかる体制づくりや取り組みを進めていきます。

市民の暮らしを取り巻く環境や抱える課題は刻々と変わります。地域や市民の絆をつなげ、「安心」と「暮らしやすさ」がますます感じられる地域づくりのため、以下のような事業を進めていきます。

### 2 重点目標

#### 1) 第3次地域福祉活動計画の策定

平成25年度から5ヶ年計画で進めてきた「第2次地域福祉活動計画」も最終年度となります。これまでの取り組みを総括し、地域の状況や福祉課題を把握し、今後の取り組みや進め方を検討し、「第3次地域福祉活動計画」として策定します。

#### 2) 小地域福祉活動の推進と包括的な支援体制の構築に向けた基盤づくり

地域の中で孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを進めていくために、生活拠点である地域や近隣住民との豊かな関係を育むための活動を推進していきます。また、公的機関や医療・保健、福祉事業所だけでなく、企業などと連携した包括的な支援体制づくりを、絆ネット構築支援事業の推進を通じて進めていきます。

### 3) ボランティア活動の推進とボランティアセンターの機能の充実

近年、ボランティアやグループの登録が増えました。要支援者や地域貢献につなげていくことはもちろんのこと、利用者やボランティア本位の活動が展開されるよう支援していきます。

本市をはじめ近隣に市町村で不測の災害が発生した際に適切に対応し、支援できるよう災害ボランティアセンターの機能や運営の充実をはかります。

### 4) 市民の生活課題と向き合った福祉事業の推進

暮らしに課題を抱える一人ひとりの生活課題は異なります。催しや福祉団体の支援、相談事業などを通して、地域や日常生活の課題を把握し、ボランティアや関係機関と連携した取り組みを展開し、安心して生活が営めるような取り組みを進めます。

### 5) 利用者や家族に寄り添ったサービスの提供と健康づくりや介護予防の推進

地域や日常生活の支援を必要とする方や家族に寄り添ったサービス提供を行うとともに、健康づくりや介護予防の活動を通じて、自分らしい暮らしの営みを支援していきます。

### 6) 本会の運営や組織の見直しとともに、地域や市民参加の促進

この度の社会福祉法人制度改革では、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等、市民への周知と理解、地域社会への更なる貢献が求められています。こうした目的を踏まえた組織や体制の整備をはかります。

また、本会の概要や活動をより多くの市民に啓発し、会員加入や募金活動など基盤の強化に努めます。

## 3 具体的方策

### 1) 第3次地域福祉活動計画の策定

#### (1) 第3次地域福祉活動計画策定委員会の設置

##### ① 第3次地域福祉活動計画の策定

##### (2) 第2次地域福祉活動計画の総括

##### (3) 地域課題の把握

##### ① 懇談会の実施

##### ② 地域分析

### 2) 小地域福祉活動の推進と包括的な支援体制の構築に向けた基盤づくり

#### (1) 支部、分会での小地域福祉活動の推進

##### ① 地域福祉活動への理解と担い手づくり

・研修会の開催

##### ② ふれあいサロン活動の推進

・小地域福祉活動推進助成金の交付

- ③ 見守り活動の推進
  - ・訪問見守りボランティア強化事業による支援
  - ・地域や団体による活動の支援
- (2) 絆ネット構築支援事業を推進するための体制づくり
  - ① 市や地域包括支援センターとの連携
  - ② 区・自治会、民生児童委員など福祉関係団体との関係強化
    - ・地域ネットワーク会議の開催や啓発、周知活動の実施
  - ③ 高齢者安心サポート企業や事業所等と連携した体制づくりを進めるための周知
- 3) ボランティア活動の推進とボランティアセンターの機能の充実
  - (1) ボランティアセンターの運営
    - ① ボランティアの需給調整
      - ・活動の需給調整
      - ・リフトカー「ふれあい号」「やまびこ号」の運営
    - ② ボランティア活動の基盤整備事業
      - ・ボランティア保険の加入
      - ・ボランティアルームや倉庫、コピー機の管理運営
    - ③ 声の広報「京田辺」、声の議会報「京田辺市議会だより」、声の「学びの情報紙」の受託
    - ④ コミュニケーションにかかる奉仕員養成事業の受託
      - ・朗読奉仕員養成事業
      - ・要約筆記奉仕員養成事業
      - ・点訳奉仕員養成事業
  - (2) ボランティアの確保と育成
    - ① ボランティア活動のきっかけづくり
      - ・ボランティア養成講座等の開催
      - ・ボランティアグループと連携しての講座の開催
    - ② ボランティア活動の理解と啓発
      - ・ボランティアセンター活動展の開催
  - (3) ボランティアグループ及びボランティア連絡協議会の組織化への支援・協力
    - ① ボランティアグループの組織化と運営への支援、協力
      - ・ボランティアグループへの助成金の交付
      - ・ボランティアグループ等地域福祉推進のための助成事業
    - ② ボランティア連絡協議会の組織化への支援、協力
      - ・ボランティア連絡協議会への助成金の交付
      - ・ボランティア管外研修の実施

(4) 福祉学習の推進と社会福祉体験学習等の実施

- ① 小中学生を対象にした福祉学習の推進と支援
- ② 中学生及び高校生を対象にした社会福祉体験学習の実施

(5) 災害ボランティアセンターの運営

- ① 災害ボランティアセンターの円滑な運営のための体制づくり
  - ・研修会の開催
  - ・災害ボランティア事前登録者の確保と育成
  - ・資機材等の整備
  - ・災害ボランティア出前講座による啓発と普及
  - ・運用マニュアルの更新
- ② 被災地への必要な支援

4) 市民の生活課題と向き合った福祉事業の推進

(1) 高齢者福祉事業

- ① 敬老事業
  - ・市敬老会の開催（京田辺市との共催）
  - ・白寿を迎えた方への記念品の贈呈
  - ・市内高齢者福祉施設への訪問交流
- ② 要介護者への地域生活支援
  - ・ふとん丸洗いサービスの実施
- ③ 市内ひとり暮らし高齢者の地域生活支援と社会福祉施設との協働事業
  - ・交流事業の実施
  - ・ひだまりの会の開催
  - ・コスモス喫茶の啓発
- ④ 当事者活動支援
  - ・市老人クラブ連合会への助成と行事の支援
  - ・ひとり暮らし高齢者の会「むつみ」への助成と行事支援
- ⑤ 市内高齢者への友愛活動
  - ・ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯への給食サービスの実施
  - ・ふれあいテレフォンサービス事業
  - ・情報紙の発行
  - ・「おしゃべり訪問」の発行

(2) 障害(児)者福祉事業

- ① 「障害者週間」啓発事業
- ② 各障がい者団体への助成と行事への助成及び支援
- ③ 障がい者の社会参加促進と地域生活の支援
  - ・障がい者交流事業の実施
  - ・市内道路や施設等の点検調査活動の実施
  - ・各種団体と連携した福祉援助活動についての検討と実施

(3) 青少年・児童福祉事業

- ① 子育て講演会の開催
- ② 市内ひとり親世帯への地域生活支援事業
  - ・親子ふれあいの集いの開催
  - ・ほっとスペースづくりの実施
- ③ 母子会活動支援と助成
- ④ 市児童福祉週間の行事への協力
- ⑤ 京田辺市子どもの虐待防止キャンペーンの実施

(4) ふれあい福祉相談事業

- ① ふれあい相談室の設置
- ② 心配ごと相談所の開設
- ③ 専門相談所の開設
- ④ ふれあい福祉相談委員等の研修の実施
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 福祉講演会の開催

(5) 生活福祉資金貸付事業

- ① 生活福祉資金の貸付や償還業務
- ② 事業に関する研修会等の開催

(6) 福祉サービス利用援助事業

- ① 専門員及び生活支援員の配置
- ② 相談からサービスの提供
- ③ 保管サービスの実施
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 生活支援員サポート研修等の実施
- ⑥ 市民及び関係機関への啓発

5) 利用者や家族に寄り添ったサービスの提供と健康づくりや介護予防の推進

(1) 在宅福祉サービス事業

- ① ホームヘルプサービス
  - ・高齢者生活支援ヘルパー派遣事業
  - ・難病患者等ホームヘルパー派遣事業
  - ・産前、産後ホームヘルパー派遣事業
  - ・生活サポート事業
  - ・移動支援事業
  - ・介護保険外サービス事業
- ② 地域窓口相談事業
  - ・保健福祉サービスの情報提供及び利用手続きの支援
  - ・高齢者の実態把握
  - ・配食サービスの利用支援
  - ・住宅改修及び福祉用具利用支援
  - ・その他高齢者福祉に係る総合相談及び利用手続き

- ③ 地域介護予防活動支援事業
  - ・おたっしや応援事業
  - ・認知症サポーター養成講座の実施
- ④ 毎日型有料配食サービス事業「社協のぼんごはん」の実施
- ⑤ 介護者への地域生活支援
  - ・介護講座の開催
  - ・介護の広場の開催
  - ・1日リフレッシュ事業の実施
  - ・介護者交流会の開催
  - ・情報紙「ささえ」の発行
  - ・介護マークの配布
  
- (2) 介護保険事業
  - ① 居宅介護支援事業
    - ・要介護認定、要支援認定の代行申請及び訪問調査業務
    - ・居宅サービス計画の作成
    - ・居宅サービス事業者との連絡調整及び医療・行政機関との連携
  - ② 訪問介護事業
    - ・訪問介護計画の作成
    - ・身体介護、生活援助の実施
  - ③ 通所介護事業（地域密着型通所介護事業）
    - ・通所介護計画の作成
    - ・食事の提供、入浴介助、個別機能訓練、健康チェック、送迎等の業務
  
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業
  - ・要支援認定者への訪問介護（第1号訪問介護、訪問型サービスA（緩和型））
  - ・要支援認定者への通所介護（第1号通所介護）
  
- (4) 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護）
  - ・居宅サービス計画の作成
  - ・身体介護、生活援助の実施
  
- 6) 本会の運営や組織の見直しとともに、地域や市民参加の促進
  - (1) 財政の強化と充実
    - ① 自主財源の確保
      - ・社協会員への加入促進
      - ・ボランティア基金の管理運用
      - ・チャリティーバザーの開催
    - ② 共同募金事業
      - ・赤い羽根共同募金運動への協力と配分事業の推進
      - ・歳末たすけあい募金運動への協力と配分事業の推進
  
  - (2) 市民向けの広報と啓発の充実
    - ① 社協だよりの発行
    - ② ホームページの更新と効果的な周知方法についての検討

- ③ 社会福祉大会の開催
- (3) 社会福祉センターの管理、運営
  - ① 社会福祉センターの指定管理
  - ② 地域交流スペースコミュニティーカフェ事業
    - ・喫茶「りあん」の運営
  - ③ 子育て世代の居場所づくり事業
    - ・「いつでもだれでも」の実施
  - ④ 社会福祉センターまっりの開催
- (4) 会務の運営と組織、事務局体制の強化
  - ① 会務の運営と組織、体制の強化
    - ・理事会、評議員会の組織や運営の見直し
    - ・監事会
    - ・各専門委員会の組織や運営の見直し
    - ・支部長、分会長会の開催
    - ・役員等の研修及び職員の専門性、資質向上を図る研修の実施